

## 兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手縄第1種漁業（機船手縄網漁業）につきその許可または起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	隻数	漁業を営む 者の資格
手縄第1種漁業 (機船手縄網漁業)	別記1	9月1日から翌 年5月31日まで	定めなし	10トン以上 15トン未満	定めなし	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和5年2月28日まで

3 備考

(i) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年9月1日（同年9月2日以降の許可は許可の日）から令和6年5月31日までとする。

(ii) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林省令第48号）により沖合底びき網漁業の操業が禁止されている海域で操業してはならない。」旨の条件を付することがある。

別記1 操業区域

兵庫県日本海海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者。

## 兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手縄第2種漁業（自家用餌料びき網漁業）につきその許可または起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	隻数	漁業を営む 者の資格
但馬	手縄第2種漁業 (自家用餌料びき 網漁業)	別記1の1	3月1日から 12月31日まで	定めなし	10トン未満	定め なし	別記2の1
浜坂	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和5年9月30日まで

3 備考

(Ⅰ) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日（同年3月2日以降の許可は許可の日）から令和5年12月31日までとする。

(Ⅱ) 許可又は起業の認可に対する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次の表に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 漁獲物の種類は餌料用えびに限る。

イ 漁獲物は他に売却してはならない。

別記1 操業区域

1 豊岡市及び美方郡香美町の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 美方郡新温泉町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 漁業を営む者の資格

1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）又は美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者。

2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者。

## 兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業のうち、かわはぎ網漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総トン 数	船舶の数	漁業を営む 者の資格
かわはぎ網漁業	別記1	1月1日から12 月31日まで	定めなし	10トン未満	定めなし	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和5年11月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日(同年3月2日以降の許可は許可の日)から令和6年2月29日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次の表に掲げる内容の条件を付することがある。

- ア 使用するかわはぎ網の数は2個以内とする。
- イ 使用するかわはぎ網の直径は2メートル以内とする。
- ウ 集魚灯を使用してはならない。

別記1 操業区域

兵庫県日本海海面。ただし、第2種共同漁業権の区域を除く。

別記2 漁業を営む者の資格

次に掲げる各号を全て満たす者。

- (1) 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者。
- (2) 但馬海区において、第2種共同漁業権に基づきかわはぎ網漁業を営む資格を有する者。

## 兵庫県告示第一号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、大型雑魚かご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年月日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1 津居山	大型雑魚かご漁業	別記1の1	3月1日から11月30日まで	定めなし	10トン未満	定めなし	別記2の1
2 竹野	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2
3 柴山	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	別記2の3
4 香住	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5 鎧	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6 余部	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7 三尾	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	別記2の4
8 浜坂芦屋	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9 諸寄釜屋	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10 居組	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年月日から令和5年8月31日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日（同年3月2日以降の許可は許可の日）から令和5年11月30日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 水深50メートル以深の海域で操業してはならない。

イ 使用するかごの数は15個以内とする。

ウ かごに使用する網の内径は6センチメートル以上でなければならない。

エ 餌を使用してはならない。

オ かごの規格は、縦120センチメートル以上140センチメートル以下、横120センチメートル以上140センチメートル以下、高さ60センチメートル以上70センチメートル以下の角形のものとする。

## 別記1 操業区域

- 1 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面。
- 2 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線の間の兵庫県海面。

- 3 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 4 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と同郡同町同区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 5 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と同郡同町同区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 6 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 7 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 8 最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 9 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線の間の兵庫県海面。
- 10 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線以西の兵庫県海面。

#### 別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡竹野町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

## 兵庫県告示第一号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
兵庫県 10トン 以上船	小型いか釣り漁業	別記1	別記2	定めなし	10トン以上 30トン未満	3隻	別記3

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和4年1月31日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和4年4月30日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示しなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(令和2年農林水産省令第81号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。

## 別記1 操業区域

北緯36度線以北の兵庫県日本海海面。

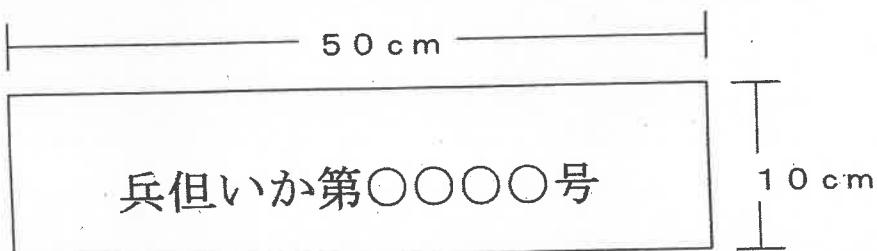
## 別記2 漁業時期

北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(令和2年農林水産省令第81号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

## 別記3 漁業を営む者の資格

兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が豊岡市(平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町)、香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町)、又は新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町)の船舶に限る)を使用する者。

## 別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

## 兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1 鳥取県 島根県 京都府 10トン 未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	3隻	別記3の1
2 鳥取県 島根県 京都府 10トン 以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	11隻	別記3の2
3 上記以外	同上	別記1の3	同上	同上	5トン以上 30トン未満	38隻	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和4年1月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、次表に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
区分(1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。)1	令和3年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和4年4月30日まで
区分2及び3	令和3年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和4年2月28日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
区分1	別記4の1、2、3
区分2	別記4の1、4、5
区分3	別記4の1、5

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面。
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業時期

1 5月1日から翌年4月30日まで

2 5月1日から翌年2月末日まで

**別記3 漁業を営む者の資格**

1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。

(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。

(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

**別記4 条件**

1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなければならない。

2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。

3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

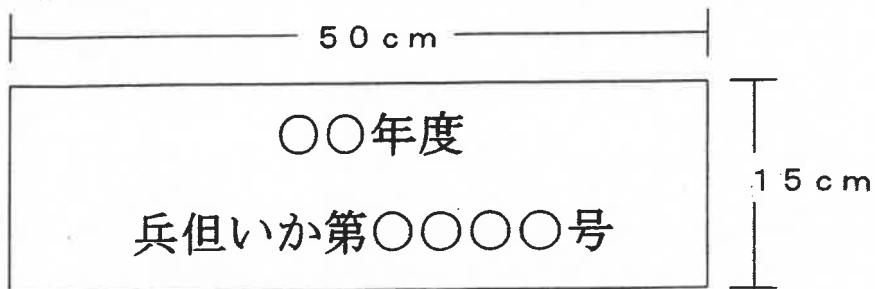
5 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

( ) 港 ( ) 港

**別表 集魚に使用する光力の制限**

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号

